

いいづかブランド認定要綱

令和 3 年 8 月 23 日

飯塚市告示第 261 号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の優れた地域資源又は製品を「いいづかブランド」として認定することにより、本市の知名度の向上と特産品の創出を推進し、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 市内に本社機能を有する中小企業基本法に基づく中小企業者及び小規模事業者

イ アに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(2) 製品 次に掲げるものをいう。

ア 一次産品、加工品、工芸品又は事業者の製品・技術等であって、市内で生産、製造若しくは加工されたもの又は市内の生産物を材料として製造若しくは加工されたもの。

イ いいづかの地域資源又は魅力を発信できるもの。

(申請要件)

第3条 いいづかブランドの認定を受けようとする製品及び認定の申請を行う事業者は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 製品の製造又は販売について、関係する法令及び条例により許可、認可又は届出の必要がある場合は、当該許可若しくは認可を受け、又は当該届出を済ませていること。

(2) 事業者が個人である場合は当該事業者が、法人である場合は当該法人及び代表者が飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)に規定する市税を滞納していないこと。

(3) 飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出の対象となる営業を行う事業を営んでいないこと。

(5) 第6条の規定により申請した商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与える事業者でないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認めること。

(いづかブランド認定審査会)

第4条 いづかブランドの認定について審査し、認定することの適否について市長に助言するため、いづかブランド認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員の定数等その他運営方法については、市長が別に定める。

(認定基準)

第5条 製品をいづかブランドとして認定する基準(以下「認定基準」という。)は、市長が別に定める。

(認定の申請)

第6条 いづかブランドの認定の申請を行う事業者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに、いづかブランド認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 いづかブランド認定申請書に添付する書類については、市長が別に定める。

(認定の審査)

第7条 前条の申請があったときは、市長は、審査会に審査を依頼する。

2 審査会は、申請者が第3条に規定する要件に適合する者であるか、及び申請があった製品が第5条に規定する認定基準に適合する製品であることを審査する。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、申請者又は識見を有する者の意見を聴くことができる。

4 審査会は、認定基準により申請の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(認定等)

第8条 市長は、前条第3項の規定による報告を受けて、当該申請製品をいづかブランド認定製品(以下「認定製品」という。)として認定することの適否を決定するものとする。この場合において、市長は、いづかブランドの認定を受けた製品については、いづかブランド認定証により、承認を受けられなかった製品については、いづかブランド認定不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、認定のため必要があると認めるときは、申請者又は識見を有する者の

意見を聴くことができる。

- 3 前項の規定により不承認の通知を受けた製品については、当初申請した内容と同じ内容で再度の申請ができないものとする。

(認定の公表)

第9条 市長は、認定製品及び市長が別に定める事項について、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(認定の有効期間及び更新)

第10条 第8条第1項に規定する認定の有効期間は、認定した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間の満了後においても引き続き認定を受けようとするものは、有効期間の満了する日の30日前までにいづかブランド認定更新申請書により市長に申請しなければならない。

- 3 第7条及び第8条の規定は、前項の規定による申請書の提出があった場合について準用する。

(認定内容の変更)

第11条 申請した製品について、いづかブランドの認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、認定の内容につき次の各号のいずれかに該当する変更をしたときは、いづかブランド申請事項変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 認定製品の名称を変更したとき。

(2) 認定製品の生産、製造又は販売の廃止が見込まれるとき。

(3) 認定製品の規格、形状、包装及び容器を著しく変更したとき。

(4) 認定事業者の名称若しくは代表者名又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(認定の表示)

第12条 認定事業者は、認定製品(その包装、容器、啓発用品等を含む。以下同じ。)に対し、認定を受けた旨を表示することができる。

- 2 認定の表示方法については市長が別に定める。

(調査及び検査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、認定製品の調査又は検査を行うことができる。

(認定の取消)

第14条 市長は、認定製品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 前条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
- (4) 認定製品の生産、製造又は販売の廃止が見込まれるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、いづかブランド認定取消通知書により認定事業者へ通知し、いづかブランド認定証の返還を求めるものとする。この場合において、市長は、当該取消しの対象となった認定製品及び認定事業者を公表することができる。

3 認定を取り消した製品は、当該取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定を受けることはできない。

(認定事業者の責務)

第15条 認定事業者は、この告示の規定を遵守するとともに、次の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認定製品の生産、製造及び販売を通じて積極的に飯塚市のイメージ向上と地域活性化に努めること。
- (2) 認定製品の出荷量、流通量及び消費動向について把握に努めること。
- (3) 認定製品の計画的な製造、提供及び適正な品質管理並びに関係書類を保管すること。

2 認定事業者は、毎年5月31日までに、過去1年間における認定製品の販売数量、販売金額及び市長が別に定める事項について、いづかブランド認定製品実績報告書により市長に報告しなければならない。

3 認定事業者は、認定製品に係る事故又は苦情が発生した場合は、その一切の責任を負うものとし、当該事故又は苦情の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

4 認定事業者は、事故又は苦情の問題が生じたときは、いづかブランド事故等発生報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

5 市が認定製品に係る苦情を受け付けたときは、認定事業者に対して速やかにその内容を連絡するものとする。この場合において、市から連絡を受けた認定事業者は、当該苦情につき誠意を持って対応し、その結果を市長に報告しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、様式等必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。